

特定技能所属機関に関する事項				
	変更内容	必要書類等	変更届出	備考
1-1	代表者名	履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票)	■ 1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ① 代表者又は個人の氏名	※注意※変更申請から 『■ 1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項』の 『⑥ 登記事項証明書』も変更してください ・所属団体にも変更手続きを行ってください
1-2	電話番号		■ 1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ② 電話番号	・所属団体にも変更手続きを行ってください
1-3	FAX番号		■ 1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ③ FAX番号	・所属団体にも変更手続きを行ってください
1-4	メールアドレス		■ 1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ④ メールアドレス	・所属団体にも変更手続きを行ってください
1-5	特定技能に関する 責任者の役職		■ 1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ⑤ 建設特定技能に関する責任者役職	
1-6	特定技能に関する 責任者の氏名		■ 1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ⑥ 建設特定技能に関する責任者氏名	
1-7	国内人材確保の取組		■ 3. 国内人材確保の取組に関する事項 ① 国内人材確保の取組	
1-8	就業規則及び賃金規定	就業規則及び賃金規定の書類	■ 4. 適正な就労環境の確保に関する事項 ② 就業規則及び賃金規定	
1-9	時間外労働休日労働に関する協定届	時間外労働休日労働に関する協定届	■ 4. 適正な就労環境の確保に関する事項 ③ 3 6 協定	
1-10	変形労働時間に係る協定書 及びカレンダー	変形労働時間に係る協定書及びカレンダー	■ 4. 適正な就労環境の確保に関する事項 ④ 変形労働時間に係る協定書及びカレンダー	
1-11	安全衛生教育の内容		■ 5. 建設特定技能に係る安全衛生教育及び 技能の習得に関する事項 ① 安全衛生教育について	
1-12	技能の向上を図る為の方策の内容		■ 5. 建設特定技能に係る安全衛生教育及び 技能の習得に関する事項 ② 技能の向上を図る為の方策	

※変更届出と変更申請、両方必要な場合は、変更届出から行ってください

※引き戻し再編集を行う場合は、再申請日から審査の列に並び直しになります

特定技能外国人に関する事項				
	変更内容	必要書類等	変更届出	備考
2-1	在留カード番号(更新など)		① 在留カード番号 在留期間満了年月日(受入報告書)	受入報告書から修正可能
2-2	CCUS技能者ID	CCUS技能者IDの写し	② 建設キャリアアップシステム技能者ID ③ 建設キャリアアップカードの写し	受入報告書からでも修正可
2-3	業務区分(区分の追加)	評価試験合格証又は技能検定合格証 特定技能雇用契約書及び雇用条件書 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	④ 特定技能雇用契約書及び雇用条件書 ⑤ 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	※注意※変更申請から 『⑤ 業務区分』『⑥ 合格した技能試験名』『⑦ 合格証番号』 『⑧ 合格日付』も変更してください ・試験免除の場合は給与は非課税 ・できる作業が増えた場合は給与も見合った額に算給することが必要です ・算給した場合は、2-6も確認
2-4	従事させる工事業	雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	⑥ 従事させる工事業 ⑦ 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	・できる作業が増えた場合は給与も見合った額に算給することが必要です ・算給した場合は、2-6も確認
2-5	計画期間	雇用条件書	⑧ 特定技能雇用契約書及び雇用条件書	※注意※変更申請から 『⑨ 計画期間』も変更してください
2-6	基本賃金(昇給など)	特定技能雇用契約書及び雇用条件書 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	⑧ 基本賃金 ⑨ 特定技能雇用契約書及び雇用条件書 ⑩ 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	・不利益変更に当たるものは認められません
2-7	賞与(ボーナス)関連	雇用条件書	⑪ 賞与の有無 ⑫ 賞与の金額又は支給月額 ⑬ 賞与の支給回数 ⑭ 特定技能雇用契約書及び雇用条件書	※注意※変更申請から『■ 4. 適正な就労環境の確保に関する事項』の『⑭~⑯』も合わせてください ・不利益変更に当たるものは認められません
2-8	手当関連	特定技能雇用契約書及び雇用条件書 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	⑮ 手当の有無 ⑯ 手当名 ⑰ 手当の支給額 ⑱ 手当の支給条件 ⑲ 特定技能雇用契約書及び雇用条件書 ⑳ 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	※注意※変更申請から『■ 4. 適正な就労環境の確保に関する事項』の『⑰~⑱』も合わせてください ・不利益変更に当たるものは認められません
2-9	退職金関連	特定技能雇用契約書及び雇用条件書	㉑ 退職金の有無 ㉒ 退職金の支給額 ㉓ 退職金の種類 ㉔ 退職金の支給条件 ㉕ 特定技能雇用契約書及び雇用条件書	※注意※変更申請から『■ 4. 適正な就労環境の確保に関する事項』の『㉒~㉔』も合わせてください ・不利益変更に当たるものは認められません
2-10	比較した日本人 (従事する作業の追加で、比較対象 の日本人が変わった時)	同等の技能を有する日本人と同等以上の 報酬であることの説明書 同等の技能を有する日本人の賃金台帳 同等の技能を有する日本人の実務経験年数 を証明する書類	㉖ 同等の技能を有する日本人と同等以上の 報酬であることの説明書 ㉗ 同等の技能を有する日本人の賃金台帳 ㉘ 同等の技能を有する日本人の実務経験年数 を証明する書類	
2-11	特定技能雇用契約書 及び雇用条件書	特定技能雇用契約書及び雇用条件書	㉙ 特定技能雇用契約書及び雇用条件書	不利益変更に当たるものは認められません 変更のあった箇所に基づき、システムの他項目も変更
2-12	雇用契約に係る 重要事項事前説明書の写し	雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	㉚ 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	不利益変更に当たるものは認められません 変更のあった箇所に基づき、システムの他項目も変更
	以下は認定後の変更は不可 ① 当初基本賃金(月額) ② 修了した建設分野技能実習 技能実習時の報酬(月額基本給) ③ 修了した外国人建設就労者の職種及び作業 ④ 外国人建設就労者の報酬(月額基本給) ⑤ 試験合格/試験免除区分 ⑥ 合格した技能試験名 ⑦ 合格証番号 ⑧ 合格日付 ⑨ 合格した日本語能力試験名 ⑩ 合格証番号 ⑪ 合格日付	※変更できない項目について、誤った内容で認定が下っている場合は、管轄の地方整備局へご相談ください ・⑭~⑯は追加は可能		

※変更届出と変更申請、両方必要な場合は、変更届出から行ってください